

## 議案第42号

### 北名古屋市印鑑条例の一部改正について

北名古屋市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年6月1日提出

北名古屋市長 太田考則

### 提案理由

この案を提出するのは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備を利用した多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を可能とするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市印鑑条例の一部を改正する条例

北名古屋市印鑑条例（平成18年北名古屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は移動端末設備（その者の所有する移動端末設備に、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を加え、「に自ら暗証番号を入力する」を「等に自ら暗証番号を入力し、又は必要な手順を行う」に改め、同条第4項を削る。

### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。